介護サービス事業等の基準に関する 福岡市独自基準について

指定居宅介護支援事業所 指定介護予防支援事業所

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

1 暴力団の排除

(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

指定、指定更新、役員・管理者の変更があった際は、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

(3) 基準設置の理由及び背景

福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため規定したもの。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 (暴力団員等の排除)

- 第15条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例 (暴力団員等の排除)

- 第15条 指定介護予防支援事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- 2 指定介護予防支援事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

2 サービスの開始時等における利用申込者の同意

(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

平成26年6月以前 規定なし 文書により同意を得ること を義務化する。

- ① サービス提供を開始するに当たっては、必ず、文書による同意を 得ること。
- ② サービス計画等の内容について、必ず、文書による同意を得ること。

(3) 基準設置の理由及び背景

口頭での契約であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定したもの。

※ 軽費老人ホーム・特定施設には規定あり。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 (内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。

2~4 省略

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例 (内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。

2~4 省略

3 サービス提供記録の利用者への提供

(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

平成26年6月以前 規定なし



平成26年7月以降

利用者からサービスに関する記録の提供の申出があった場合は、その情報を提供する規定を追加する。

文書の交付等に当たっては、他の利用者の個人情報に留意するなど、 適宜適切な方法により行うこと。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法が考えられる。

なお、厚生労働省作成の「医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取扱いのためのガイダンス」等も参考にすること。

(3) 基準設置の理由及び背景

居宅介護支援・介護予防支援においても、利用者からサービス提供に関する記録の提供の申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定したもの。

※ 在宅系サービスには規定あり(居住系を除く。)。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則 (記録の整備)

第22条

1~2 省略

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者から前項第2号に掲げる記録に係る 情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切 な方法により、提供しなければならない。

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則 (記録の整備)

第21条

1~2 省略

3 指定介護予防支援事業者は、利用者から前項第2号に掲げる記録に係る 情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切 な方法により、提供しなければならない。

4・6 研修機会の確保

(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

平成26年6月以前

従業者に対し、その資質の 向上のための研修の機会を 確保しなければならない。



平成26年7月以降

- 具体的な研修計画を策定する。
- ・研修の機会の中に外部 研修を追加する。

研修計画の策定に当たっては、「事故発生の防止のための研修」や「感染症等の予防等に関する研修」、身体拘束廃止への取組み、高齢者虐待の防止、褥瘡対策、看取り介護等、条例等に従い、各サービスの提供上必要と考えられる内容を盛り込むこと。また、研修計画については、研修を計画的に行うため、事業年度の開始までに作成しておくことが望ましい。

(3) 基準設置の理由及び背景

- ① 従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定したもの。
- ② 従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定したもの。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則 (勤務体制の確保)

第16条

1~2 省略

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の具体的な研修計画を策定するとともに、介護支援専門員に対し、研修機関又は当該指定居宅介護支援事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4~5 省略

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則 (勤務体制の確保)

第15条

1~2 省略

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の具体的な研修計画を策定する とともに、担当職員に対し、研修機関又は当該指定介護予防支援事業者が 実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければ ならない。

4~5 省略

5 研修機会の確保

(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

平成26年6月以前

従業者に対し、その資質の 向上のための研修の機会を 確保しなければならない。



平成26年7月以降

利用者等の人権擁護、虐待 防止等のため、従業者への 研修の実施等の措置を講じ る規定を追加する。

人権の擁護、高齢者虐待の防止、身体拘束廃止への取組み等に関する研修を定期的に(年1回以上)行うこと。なお、高齢者虐待防止に関する研修においては、介護職員その他の従業者に対し、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合には、福岡市に通報する義務があること、通報したことで解雇その他不利益な取扱いを受けないこと等についても周知徹底を図ること。

【参考】

◆高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第20条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(3) 基準設置の理由及び背景

利用者等の人権の擁護、高齢者虐待防止等の一層の徹底を図るため規定したもの。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則 (勤務体制の確保)

第16条

1~3 省略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。)の防止等のため、介護支援専門員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 省略

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則 (勤務体制の確保)

第15条

1~3 省略

4 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。)の防止等のため、担当職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 省略

7 サービス提供記録等の保存期限

(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

平成26年6月以前

保存期限は完結してから2年



平成26年7月以降

保存期限は完結してから 5年とする。

(3) 基準設置の理由及び背景

介護報酬過払いの場合(不正請求の場合を含まない。)の返還請求の 消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1 項の規定により5年となることを踏まえ、関係書類の保存期限を5年に 延長したもの。

また、苦情申出や事故発生時の対応等についても、後日、関係書類が必要となる事態に備えて、それらの保存期限も5年に延長したもの。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則 (記録の整備)

第22条

- 1 省略
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければ ならない。
- 3 省略

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則 (記録の整備)

第21条

- 1 省略
- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければ ならない。
- 3 省略

8 申請者の基準

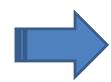
(1) 対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

(2) 平成26年7月以降の対応

平成26年6月以前

法人でないときは指定して はならない。 (介護保険法による規定)



平成26年7月以降

申請者の要件を法人と規定。あわせて、暴力団を排除する規定を追加する。

(3) 基準設置の理由及び背景

改正前の介護保険法で規定されていた基準(法人であること)を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準としたもの。 あわせて、暴力団を排除する規定を追加したもの。

(4) 参考条文

〇 居宅介護支援

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 (申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人(福岡市暴力 団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する 暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第 1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接 な関係を有するものを除く。)とする。

〇 介護予防支援

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例 (申請者の要件)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人(福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。